

委員会提出議案第7号

三田市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年12月17日提出

議会運営委員会委員長 厚地弘行

三田市議会規則第 号

三田市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三田市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則（平成20年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「署名及び押印」を「署名」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「署名し、押印」を「署名」に改め、同条第7項中「署名及び押印」を「署名」に改め、同条第9項中「署名し、押印」を「署名」に改める。

付 則

この規則は、令和3年12月17日から施行する。